# 三調政連ニュース　No.07－05

（発行）令和７年９月16日　幹事長　中野　久生

## 公明党三重県本部「公明党政策懇談会」開催

令和７年９月13日(土)公明党三重県本部　1F　会議室　において、「令和８年度予算政策要望」のヒアリングを兼ねた「公明党政策懇談会」が開催されました。

三重県土地家屋調査士政治連盟からは神戸会長、野田会計責任者、幹事長中野の３名が出席し、公明党三重県本部代表の中川康洋衆議院議員、上田勇参議院議員、公明党三重県本部幹事長の今井智広県会議員ほか９名の県会議員、市会議員、町会議員と別紙「要望書」に基づく懇談を行いました。短時間ではありましたが、質疑応答も活発におこなわれました。特に、地籍調査と狭あい道路関係、隣接者の立会義務化について協議しました。公明党議員の方々には、熱量を持った真面目さを感じました。

事前に要望書を提出してあった為、要望会開始前に回答書をいただきましたので併せて掲載致します。



# 要望項目　　国関係

団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

**1、　法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第１４条地図作成作業の推進と予算・人員の確保について要望します。**

法務局地図作成作業第３次１０か年計画（令和７年～令和１６年着手分）に基づき令和８年度も引き続き予算及び人員の確保を要望します。

地図整備事業の経済効果は予算額の約７倍から約９倍との推計もあり、令和５年度以降４６億円台の予算ですが、引き続きそれ以上の予算確保を、要望します。

**２、　狭あい道路解消に向けた事業の推進と狭あい道路解消に係る国庫補助金の増額を要望します。**

平成２１年度に創設された「狭あい道路整備等促進事業」に基づき、県内１３市町で事業が推進されていますが、更なる事業実施市町の拡大と予算の確保を要望します。

**３、　境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。**

法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。

# 要望項目　　県関係



団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

**１、各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。**

国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和６年度末時点（令和７年６月調査）で１０％であります（全国の下から２番目、大阪府と同順位)。過去３年同じ進捗率のままです。４市町が微増でＵＰしていますが、成果に結びつけるのが困難な状況であります。三重県地籍調査状況マップを参考までに添付します。

**２、狭あい道路解消に向けた事業の推進を要望します。**

平成２１年度に創設された「狭あい道路整備等促進事業」に基づき、県内１３市町で事業が推進されていますが、更なる事業実施市町の拡大と予算の確保を要望します。

**３、　境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。**

法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。

**４、道路内民有地（未登記道路）解消のための処理につき、引き続き予算化を含めた取組を要望します。**

境界立会時に判明することが多い道路内民有地（未登記道路部分）の処理について、測量費用や分筆登記の費用の全額とは言わないまでも、一部でも助成頂ける様要望します。

**５、官公署の保有する諸資料について、早急に電子データ化され、開示請求が可能となるよう要望します。**

過去の測量情報等や境界確定情報等、早急に電子データ化され、開示請求が可能となります様要望します。

**６、所有者不明土地・建物管理人、管理不全土地・建物管理人制度に関し、官公署が申立人になる場合、是非とも土地家屋調査士を活用頂くよう要望します。**

裁判所に土地家屋調査士会が管理人を推薦した案件が、２件目もほぼ終了する段階です。官公署が申立人になる場合には、是非とも公嘱協会を介して土地家屋調査士を活用されることを要望します。

## 地籍調査への着手の状況

参考

現在、多くの市町村で地籍調査は実施されていますが、その一方でいまだに調査未着手の市町村も全体の6%あります。また、過去には地籍調査を実施していたものの、現在は様々な理由から調査を休止している市町村も12%あり、全体の約2割の市町村では、地籍調査が行われていません。

| 着手類型 | 市町村数 | 割合(%) |
|---|---|---|
| 完了 | 608 | 35 |
| 実施中 | 821 | 47 |
| 休止中 | 209 | 12 |
| 未着手 | 103 | 6 |
| 合計 | 1,741 | – |

※数値はいずれも、令和６年度末時点。（令和７年６月調べ）

※計数は、それぞれ四捨五入によっているので合計及び比率は一致しない場合もある。

## 地域ごとの実施状況

全国の地籍調査の実施状況は、地域間の進捗の差が大きくなっています。北海道、東北、九州の各地方では調査が比較的進んでいますが、関東、中部、北陸、近畿の各地方では大幅に遅れている府県があります。

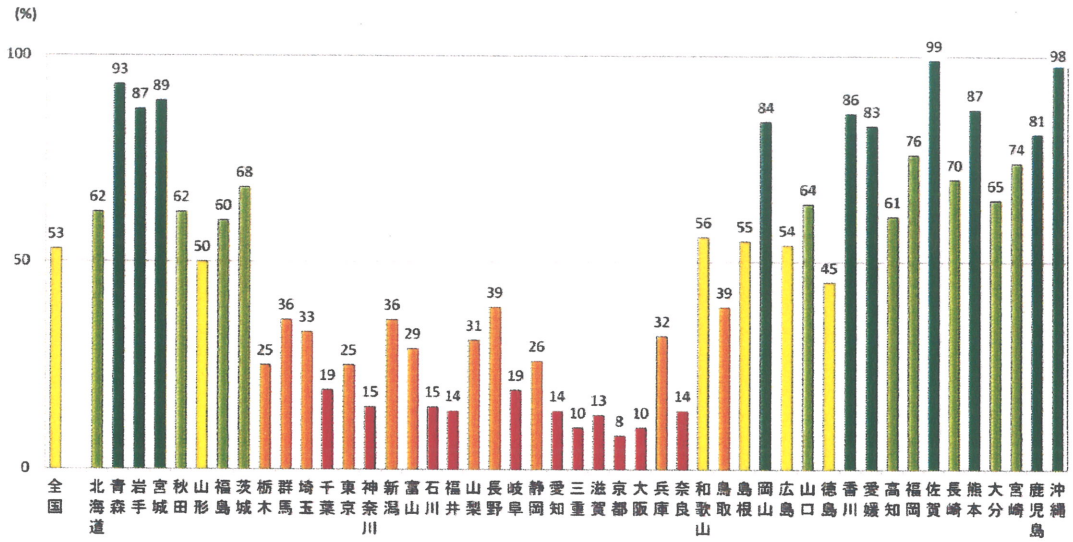


地籍調査進捗率(令和６年度末時点、令和７年６月調べ)

参考

（令和7年度 6月時点）



# 地籍調査状況マップ 三重県

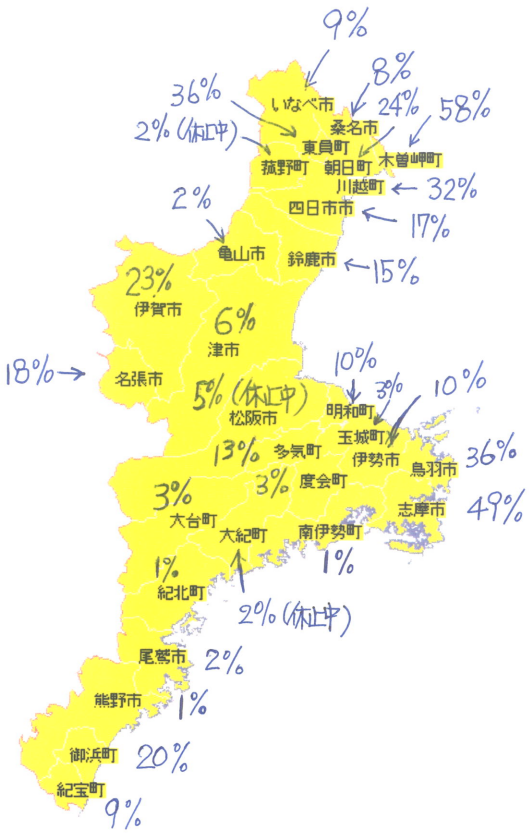


県単位の地籍調査状況マップはこちら

前のページへ戻る



Copyright(C) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 2016 All rights reserved.

参考



現在、多くの市町村で地籍調査は実施されていますが、その一方でいまだに調査未着手の市町村も全体の6%あります。また、過去には地籍調査を実施していたものの、現在は様々な理由から調査を休止している市町村も12%あり、全体の約2割の市町村では、地籍調査が行われていません。

| 着手類型 | 市町村数 | 割合(%) |
|---|---|---|
| 完了 | 599 | 34 |
| 実施中 | 818 | 47 |
| 休止中 | 215 | 12 |
| 未着手 | 109 | 6 |
| 合計 | 1,741 | – |

※数値はいずれも、令和５年度末時点。（令和６年６月調べ）

※計数は、それぞれ四捨五入によっているので合計及び比率は一致しない場合もある。

## 地域ごとの実施状況

全国の地籍調査の実施状況は、地域間の進捗の差が大きくなっています。北海道、東北、九州の各地方では調査が比較的進んでいますが、関東、中部、北陸、近畿の各地方では大幅に遅れている府県があります。

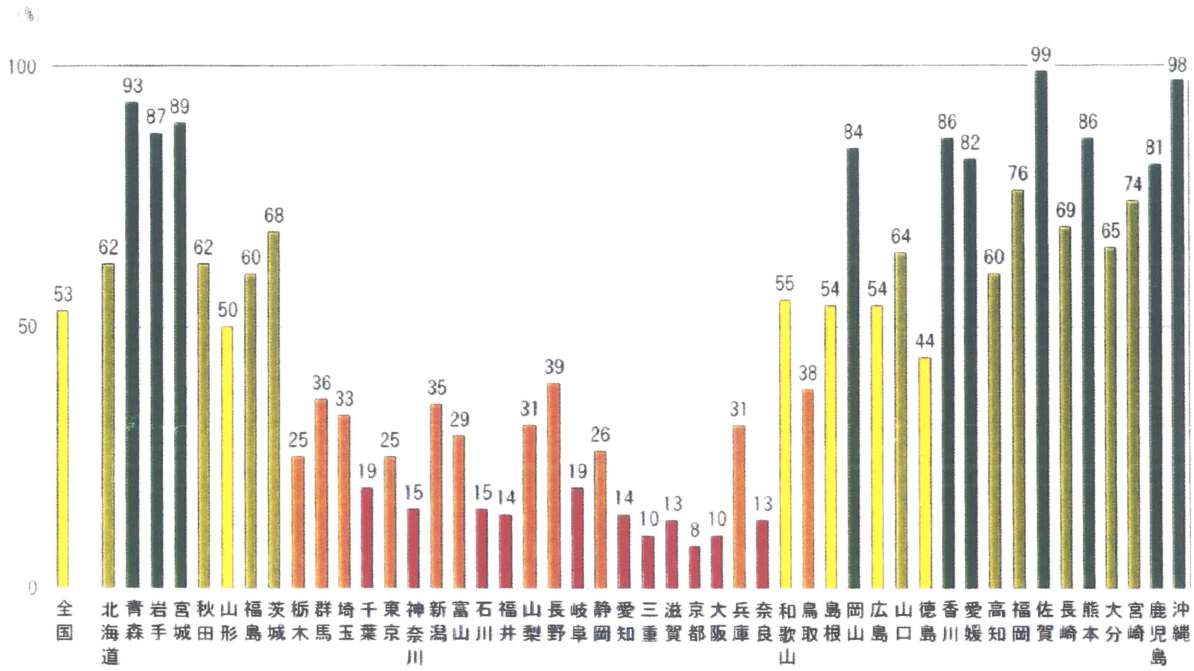

参考



（令和6年度 6月時点）



# 地籍調査状況マップ 三重県

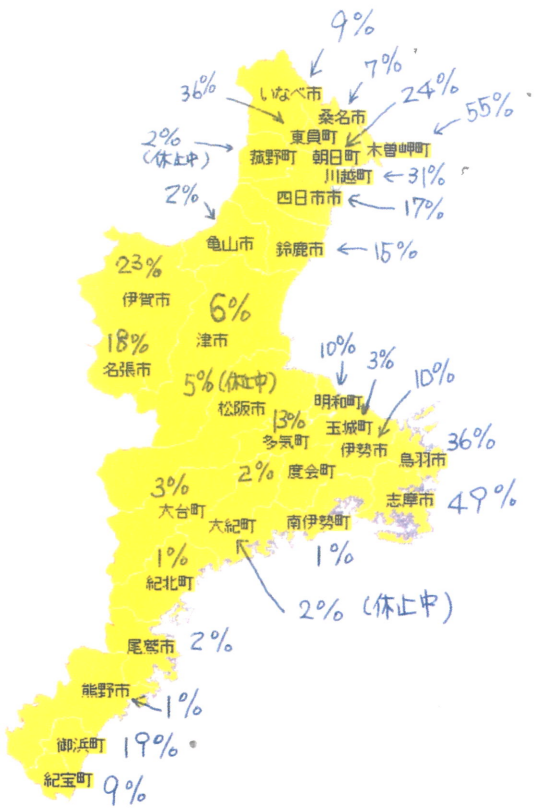


県単位の地籍調査状況マップはこちら

前のページへ戻る



Copyright(C) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 2016 All rights reserved.

三重県土地家屋調査士政治連盟要望回答

国関係

| |
|---|
| 1　法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第１４条地図作成作業の推進と予算・人員の確保について要望します。<br>　法務局地図作成事業第３次１０か年計画（令和７年～令和１６年着手分）に基づき令和８年度も引き続き予算及び人員の確保を要望します。<br>　地図整備事業の経済効果は予算額の約７倍から約９倍との推計もあり、令和５年度以降４６億円台の予算ですが、引き続きそれ以上の予算確保を、要望します。 |

（回答）

法務省では、土地に関する重要な情報基盤であり、不動産の流通や公共事業の円滑な実施に資する登記所備付地図の整備を進めるため、全国の法務局で法務局地図作成事業を計画的に実施している。

法務局地図作成事業では、作業の困難度の高い都市部の地図混乱地域を対象に、土地家屋調査士の専門的知見を活用して事業を進めている。

また、令和７年度においては、法務局地図作成事業について約４６億５，０００万円の予算が措置されている。

令和８年度概算要求においては、法務局地図作成事業について約４７億２，０００万円を要求しているところである。

法務省としては、法務局地図作成事業を着実に進めるための予算及び人員の確保に努めつつ、引き続き、土地家屋調査士と連携して、登記所備付地図の整備に取り組んでまいりたい。

担当者：法務省民事局民事第二課　補佐官　山内一
連絡先：０３－３５９２－７３６４

【要望内容】
２　狭あい道路解消にむけた事業の推進と狭あい道路解消に係る、国庫補助金の増額を要望します。
　平成２１年度に創設された「狭あい道路整備等促進事業」に基づき、県内１３市町で事業が推進されていますが、更なる事業実施市町の拡大と予算の確保を要望します。

（回答）

○　国土交通省では、狭あい道路について、建築物の建替えでセットバックする機会等を捉えて行われる道路の用地買収や舗装等に対して、社会資本整備総合交付金等の「狭あい道路整備等促進事業」により支援しています。

○　また、狭あい道路の解消に向け、令和5年度末に、地方公共団体にとって参考となるガイドラインをとりまとめて公表し、講習会など様々な機会を捉えて、ガイドラインの周知に努めているところです。

○　引き続き、地方公共団体による狭あい道路解消に向けた取組を促進するとともに、所要の予算の確保に努めてまいります。

（担当者）
国土交通省住宅局市街地建築課　課長補佐　諏訪
（電話番号：03-5253-8515）

# 狭あい道路整備等促進事業

社会資本整備総合交付金等にて支援

安全な住宅市街地の形成を図るため、地方公共団体が実施する狭あい道路に係る情報整備や、狭あい道路のセットバック、敷地の共同化等による無接道敷地の解消に要する費用に対して支援を行う。

※狭あい道路：主に、幅員が4m未満である狭い私道　等

## 狭あい道路の現状

### 建築基準法における原則

- 建築物の敷地は、**幅員４ｍ以上の道路に２ｍ以上接する**こと
- 法適用時に幅員４ｍ未満の道路にしか接していなかった場合は、**建替えの際、当時の道路中心線から２ｍ以上セットバック**




建替え等に際してセットバックを求めることで、狭あい道路を解消し、市街地の安全上必要な道路幅員を段階的に確保

### 取組みの必要性

- 法適用時（主に昭和25年の法制定時）の敷地と道路の状況が不明確であること等により、不動産取引や建築確認時にトラブルが多発、着工遅延等により円滑な建築活動を阻害
- 狭あい道路は、災害時に消防活動等に支障を生ずる等、安全面で大きな課題
- セットバックによる狭あい道路の解消アプローチだけでは、対応が困難なケースも存在

## 事業の概要

①建替え・セットバックを円滑化するため、地方公共団体が行う狭あい道路の情報整備を支援

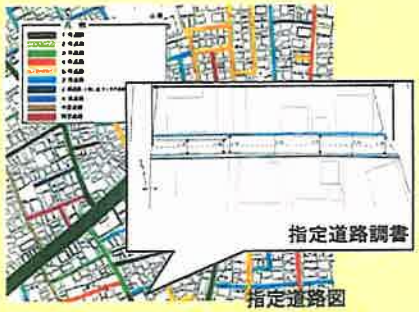


②避難路等の安全性を確保する必要性の高い箇所では、狭あい道路のセットバックに要する費用（測量、分筆・登記、用地取得、道路舗装 等）や、　敷地の共同化・一部道路化等を併せた無接道敷地の解消に要する費用に対して支援




敷地の共同化等を併せた無接道敷地の解消イメージ




○交付率　地方公共団体が実施する場合：国１／２、地方公共団体１／２
　　民間事業者等が実施する場合：国１／３、地方公共団体１／３、民間１／３

○期限　①情報整備について、令和11年3月31日まで　②拡幅等整備について、令和11年3月31日まで

※ ②において、事業実施について期限までに土地所有者等の同意を得ている場合は、期限後の事業も対象

# 狭あい道路対策に関するガイドライン（令和６年３月）

国土交通省

## ＜対策の必要性・ガイドラインの目的＞

○ 令和３年３月に閣議決定された住生活基本計画においては、新たに狭あい道路対策に係る目標が位置付けられるなど、**狭あい道路の拡幅整備の推進は、安全で良好な環境を形成する上で引き続き重要な課題**。

○ 本ガイドラインは、**狭あい道路の解消に向けた制度構築**や、**事業実施の望ましいあり方**、**先進的な事例**を示すことにより、地方公共団体の取組が広がるとともに、取組の更なる推進を図ることを目的としている。




狭あい道路対策に関するガイドライン【令和6年3月】

## 第１章　狭あい道路の取組の現状

- １－１　狭あい道路の現状
- １－２　狭あい道路に関する建築基準法の規定
- １－３　狭あい道路整備に適用可能な国の支援制度
- １－４　狭あい道路対策の課題と対応

## 第２章　課題に応じた取組の進め方

- ２－１　道路情報の整備・公開
- ２－２　セットバック・拡幅整備
- ２－３　後退用地の管理
- ２－４　体制の構築

## 第３章　狭あい道路整備の実務

- ３－１　実態の把握
- ３－２　適切な目標設定(重点的に取組むべき地域及び路線の選定)
- ３－３　計画的な拡幅整備
- ３－４　事前協議
- ３－５　周知・広報の活動
- ３－６　事業制度の構築

## 第４章　資料編

- （１）地方公共団体の取組事例
- （２）関連する国の制度

三重県土地家屋調査士政治連盟要望回答

国関係

| |
|---|
| 3　境界立会について、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。<br>法制局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも<br>隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。 |

（回答）

令和２年改正土地基本法においては、土地の所有者は、土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない旨が定められたものと承知している。

他方で、隣地所有者からの依頼があった場合に境界の確認作業への立会いを義務付けることについては、法令上の義務を設ける必要性に加え、具体的な義務の内容・要件や義務違反について具体的な効果を持たせることができるかなどの様々な課題があり、慎重な検討が必要な問題と考えている。

（参考）土地基本法（平成元年法律第８４号）（抄）

（土地所有者等の責務）

第六条　土地所有者等は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。

２　土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。

３　土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

担当者：法務省民事局民事第二課　法務専門官　小川淳
連絡先：０３－３５８０－４１４３